北海道

資料　2

－ 医師の働き方改革について －

特例水準の指定状況及び令和６年度のスケジュールについて

令和６年８月２０日

北海道 保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課

1

特例水準の指定状況について

－ 医師の働き方改革について －

特例水準の指定状況及び
令和６年度のスケジュールについて

特例水準の指定状況について
ー特定労務管理対象機関の指定の流れー

B水準・連携B水準の指定・取消に当たっては、地域医療提供体制への影響も踏まえた議論が必要

都道府県

評価センター評価結果受領 → **指定申請受付** → 都道府県医療審議会意見聴取 → **指定結果通知** → 指定公示評価公表

地域医療構想調整会議
医療対策協議会

評価センターの評価

指定期間は3年

医療機関

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準
→ 時短計画案作成 → 評価センター評価受審 → 評価センター評価結果受領 → **指定申請提出** → **指定結果受領** → **36協定締結**

C水準に関する追加事項

C-1水準 → 臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ時間外労働時間数明示

C-2水準 → C-2水準関連審査受審 → 審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

特例水準の指定状況について
ー地域医療構想調整会議における確認内容ー

1　特定地域医療提供機関（B水準）

①地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であることの確認

当該医療機関が持つ医療機能を踏まえ、B水準を適用することが地域医療構想における当該医療機関の担う主な役割等と整合的であることの確認を行う。

②地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことの確認

医療機関から提出される「地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由」により、地域の医療提供体制を確保するためには、当該医療機関の医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことの確認を行う。

2　連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

〇医師派遣が医療提供体制の確保のために必要と認められること、かつ、医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことの確認

確認様式1

特定地域医療提供機関（B水準）指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容

医療機関名	指定に係る業務の内容	該当要件	要件に係る業務の実績（年間）
医療法人〇〇会 〇〇〇〇病院	（１）救急医療	（１）イ　二次救急医療機関で、要件を満たす	救急車受入件数：XXXX件／夜間・休日・時間外入院患者数：XXXX人
		地域医療構想等、地域の医療提供体制の構築方針における役割	
		救急患者の受入れや手術など、高度・専門医療を中心とした急性期医療を担う	

確認様式2

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容

医療機関名	該当要件	管理者の指示による派遣内容		
医療法人〇〇会 〇〇〇〇病院	医療提供体制の確保のため他の医療機関に医師の派遣を行う医療機関で、要件を満たす	派遣先医療機関数	5医療機関	派遣先地域（二次医療圏）
		延べ派遣人数（年間）	20人	XX地域
		派遣延べ日数（年間）	100日	YY地域

特例水準の指定状況について
ー特定労務管理対象機関の指定状況について（R5年度） ー

特定労務管理対象機関の指定医療機関数 **15** 医療機関

うち、B水準　15医療機関　C-1水準　４医療機関
連携B水準　２医療機関　C-2水準　０医療機関

圏域	医療機関数	指定内訳				圏域	医療機関数	指定内訳			
		B	連携B	C－1	C－2			B	連携B	C－1	C－2
南渡島	0	ー	ー	ー	ー	上川中部	2	2	1	ー	ー
南檜山	0	ー	ー	ー	ー	上川北部	1	1	ー	1	ー
北渡島檜山	0	ー	ー	ー	ー	富良野	0	ー	ー	ー	ー
札幌	6	6	1	2	ー	留萌	0	ー	ー	ー	ー
後志	0	ー	ー	ー	ー	宗谷	0	ー	ー	ー	ー
南空知	0	ー	ー	ー	ー	北網	0	ー	ー	ー	ー
中空知	1	1	ー	1	ー	遠紋	0	ー	ー	ー	ー
北空知	0	ー	ー	ー	ー	十勝	1	1	ー	ー	ー
西胆振	1	1	ー	ー	ー	釧路	3	3	ー	ー	ー
東胆振	0	ー	ー	ー	ー	根室	0	ー	ー	ー	ー
日高	0	ー	ー	ー	ー	**合計**	15	15	2	4	0

特定労務管理対象機関の指定状況［令和5年度］

連携Ｂ水準	**医師の派遣**を通じて、地域医療提供体制を確保する上でやむを得ず長時間労働が必要となる医療機関	1,860時間 (各院では960時間)	北大病院、旭川医大病院 **計　２医療機関**
Ｂ水準	**救急医療**等の地域医療提供体制の確保の観点から必須とされる機能を果たす上で、やむを得ず長時間労働が必要となる医療機関	1,860時間	札幌東徳洲会、市立札幌、子ども総合医療療育センター、札幌徳州会、北大病院、旭川医大病院、砂川市立、製鉄室蘭、名寄市立、帯広厚生連、市立釧路、釧路労災、勤医協中央、市立旭川、釧路日赤 **計　15医療機関**
Ｃ－１水準	**臨床研修医・専攻医**が医師としての資質を確保するために、やむを得ず長時間労働が必要となる医療機関	1,860時間	札幌東徳洲会、札幌徳州会、砂川市立、名寄市立 **計　４医療機関**
Ｃ－２水準	臨床従事６年目以降の医師が、高度な技能を有する医師の育成が公益上必要な分野において、当該**技能の育成**に関する診療業務を行うためにやむを得ず長時間労働が必要となる医療機関	1,860時間	なし

１５医療機関　［連携B水準：2医療機関　B水準：15医療機関　C-１水準：4医療機関］

2

令和６年度の特例水準指定スケジュールについて

－ 医師の働き方改革について －

特例水準の指定状況及び令和６年度のスケジュールについて

令和６年度の特例水準指定スケジュールについて

ー令和６年度の指定申請スケジュール ー

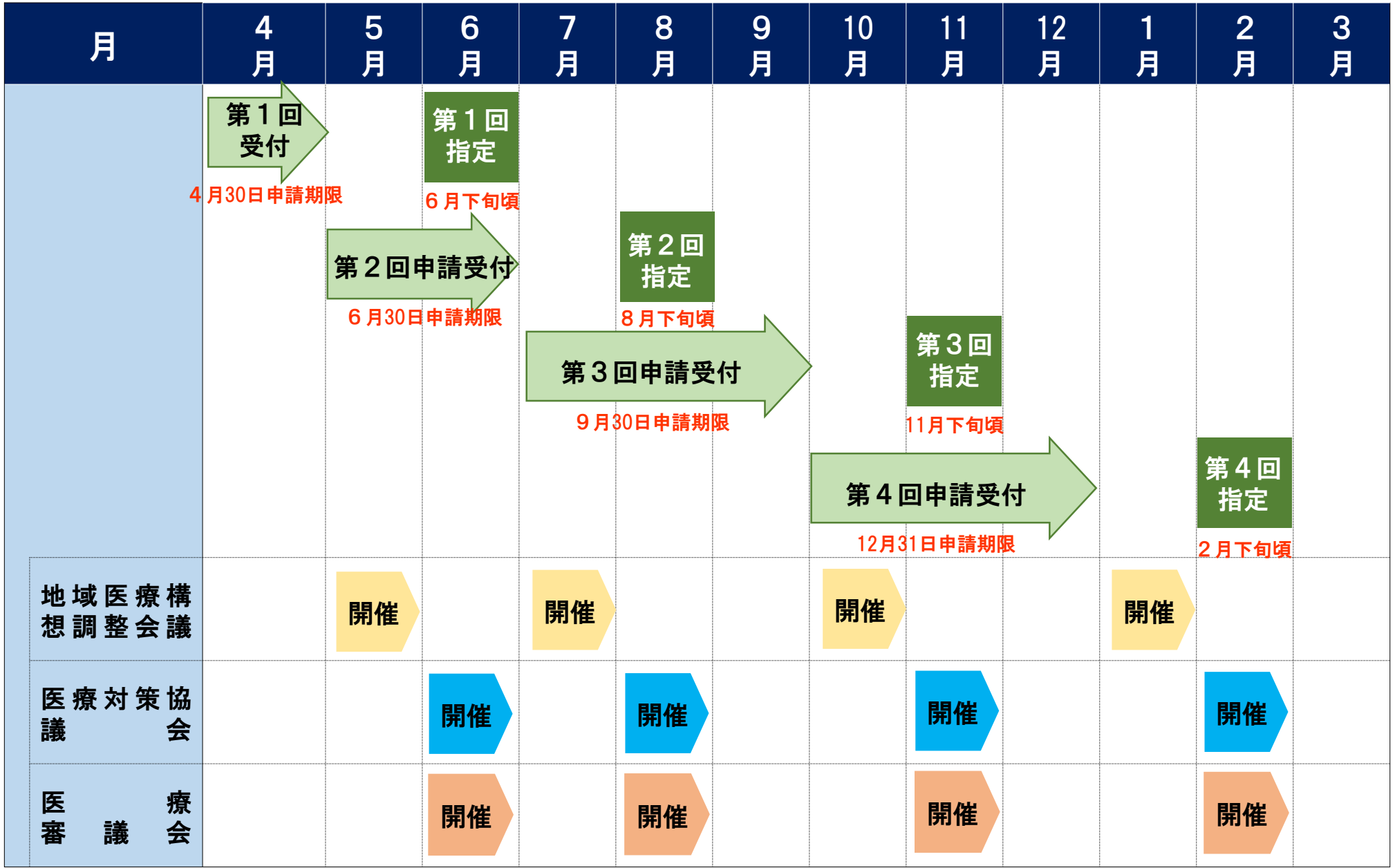

3

特例水準指定後の事務手続きについて

－ 医師の働き方改革について －

特例水準の指定状況及び令和６年度のスケジュールについて

特例水準指定後の事務手続について
－事務手続き一覧 －

○事務手続きが必要な場面及び内容等

（１）正式な時短計画を定めた場合

特定労務管理対象機関は、特例水準の指定を受けた後、遅滞なく、正式な時短計画を定め、当該 計画に基づき医師の労働時間の短縮のための取組を進めること。正式な時短計画を定めた場合は、時短計画の計画期間の始期以降、概ね2週間以内を目安に知事 に届け出ること。

（２）見直しの結果、時短計画を変更する場合

特定労務管理対象機関は、時短計画の計画期間の始期から1年ごと(※)に、当該機関に勤務する 医師等関係者の意見を聴いた上で、時短計画の見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは時短計画を変更の上、知事に提出すること。

（３）見直しの結果、時短計画を変更しない場合

特定労務管理対象機関は、(2)による見直しの検討の結果、変更する必要がない場合は、その旨、 知事に届け出る必要。（法第122条第3項）

（４）災害等やむを得ない事由により継続した休息時間の確保が難しい場合

特定労務管理対象機関は、特定対象医師に継続した休息時間を確保する必要があるが、例外的な 取扱いとして、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、知事 の許可を受けて、必要な限度で休息時間の確保を行わないことができる。※事態急迫のために許可を受ける時間がない場合には、事後に遅滞なく届け出る必要。

（５）特例水準の指定根拠となる業務を変更しようとする場合

特定労務管理対象機関は、各特例水準の指定根拠となった業務を変更しようとする場合（軽微な 変更は除く）は、変更に係る申請が必要とされている。（法第116条第1項、第118条第2項、第 119条第2項、第120条第2項）。 ※ 評価センターの受審など、指定に係る手続きと基本的に同様の申請が必要。（法第116条各号、 法施行規則第85条）
各特例水準の指定根拠となった業務を変更しようとする場合であって、知事の許可を受けようと する場合は、次の書類により申請すること。

制度について

医師の働き方改革の制度について

いきいき働く医療機関サポートWeb（厚生労働省Webサイト）
https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation
制度に関するFAQも掲載されています

特定労務管理対象機関の指定手続きに関することについて

医師の働き方改革について（北海道保健福祉部地域医療課Webサイト）
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html

労務管理や医師の働き方改革に関連する個別相談について

北海道医療勤務環境改善支援センター
別添チラシ参照

北海道　厚生労働省
北海道労働局

北海道医療勤務環境改善支援センター

※北海道医療勤務環境改善支援センターは、医療法第30条の71に基づき北海道が設置したものです。

- 医師の働き方改革
- 特例水準／時短計画
- 職場の勤務環境改善

相談無料

北海道医療勤務環境改善支援センターでは、医師の時間外労働の上限規制への対応や宿日直の申請等に関する無料相談のほか、北海道内の医療機関にアドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりなどの支援を行っています。

＼ まずは、お気軽にご相談ください ／

医療機関のニーズに応じて、専門のアドバイザーが相談・個別支援を行います。

医療労務管理アドバイザー

主に社会保険労務士の資格を持つアドバイザーです。労務管理や医師の働き方改革に関する相談に対応します。

医業経営アドバイザー

主に医業経営コンサルタントの認定登録を行っているアドバイザーです。

◎ご相談は電話・メール・FAX・ホームページから

相談申込 FAX

医療機関名		
担当者名	TEL　（　　）　－ MAIL	
相談内容	□ 労務管理　□ 業務改善　□ 医師の働き方改革　□ 院内研修　□ その他	

北海道医療勤務環境改善支援センター
〒060-0004　札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階　一社）北海道総合研究調査会（略称｜HIT）内

TEL	011-200-4005	MAIL	iryo-center@hit-north.or.jp
FAX	011-222-4105	HP	http://iryoukinmukankyo.sakura.ne.jp/hp/

開所時間｜平日 9:00～17:00　※土日祝・夏期・年末年始休業日を除く

医療勤務環境改善支援センターが行う｜相談・支援｜

1 医療機関における基本的な労務管理に関する相談対応

◎2024年4月から、医師の時間外・休日労働の上限規制が適用されました。
◎医療機関においては、医師の労働時間を計画的に短縮するための取組が求められています。

基本的な労務管理に関する相談
- 医師や職員の労働時間の把握について
- 宿日直の申請について
- 36協定の締結について

など

医師の働き方改革に関する相談
- 時間外労働の上限規制への対応について
- 勤務間インターバルについて
- 特定労務管理対象機関の申請について
- 「医師労働時間短縮計画案」の作成について

など

2 医療機関の勤務環境改善に向けた個別支援

働きやすい職場づくりを行うことで、
◎人材の定着 ◎医療の質の向上 ◎経営の安定につながります。

- ハラスメントの予防や院内の体制づくり
- 職員の定着率向上に向けた取組
- キャリアアップ・スキルアップのための仕組みづくり
- 看護師やコメディカルの働き方や業務改善
- 病院のニーズに応じた院内研修の企画・運営、講師の派遣

など

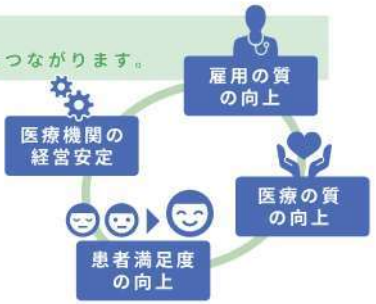

3 医療機関の勤務環境改善を目的とした各種研修の企画・運営

◎全道の医療機関を対象とした各種研修会を企画・運営しています。
◎開催案内は各医療機関に郵送・センターのホームページへ掲載します。

令和6年度の研修予定

医師の働き方改革に関する全道セミナー	・札幌、旭川、北見、釧路、帯広、函館など全道12ヵ所で開催 ・令和6年7月～9月にかけて順次開催予定
医療機関における働き方改革実践事例報告セミナー	・医療機関の勤務環境改善にかかる具体的な取組事例を紹介 ・令和7年2月～3月頃、札幌市内で開催予定

北海道医療勤務環境改善支援センターは北海道が設置し、（一社）北海道総合研究調査会に運営委託しています。
北海道労働局は「医療労務管理支援事業」を北海道医療勤務環境改善支援センターの運営委託を受けている（一社）北海道総合研究調査会に委託しています。